

天塩町告示第 44 号

公共工事の入札及び契約の適正の促進に関する法律施行令(平成13年政令第34号)第5条第3項(同令第6条及び第7条第5項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同令第5条第1項及び第5項並びに第7条第1項から第3項までの規定による公表の方法を次のとおり定める。

令和7年7月8日

天塩町長 吉 田



インターネットを利用して閲覧に供する方法によることとし、天塩町ホームページ(<https://www.teshi town.hokkaido.jp>)において公表する。

附 則

この告示は、令和7年7月8日から施行する。